

事務連絡

令和5年4月3日

各都道府県教育委員会施設主管課 御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課

不審者の侵入事案を受けた学校施設環境改善交付金における  
防犯対策に係る制度改正の詳細及び地方財政措置について

令和5年3月17日付け事務連絡にて、埼玉県戸田市の中学校に刃物を持った不審者が侵入し、教員に危害を加えるという事件の発生を受け、学校施設環境改善交付金（以下「交付金」という。）において、防犯カメラ・オートロックシステム・非常通報装置等の整備について、令和5年度から令和7年度までの間、集中的な支援を行うこととしている旨お伝えさせていただいたところです。

この度、交付金の制度改正の詳細について別添1のとおり、また地方財政措置について別添2のとおり決定しましたので、御連絡させていただきます（なお、別添1の内容については、令和5年3月17日付け事務連絡別添2にて御連絡していた案と同様です）。防犯対策の強化のために必要な施設整備について、交付金の活用を含め、積極的に御検討いただきますようお願いいたします。

本件については、関係する域内市区町村（指定都市を含む。）教育委員会に対しても、適切に周知いただくよう併せてお願いいたします。

## 【本件連絡先】

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課

（制度改正等について） 予算総括係（内線 3769）

（今後の執行について） 整備計画係（内線 2462）

Tel:03-5253-4111

大規模改造（特別防犯対策施設整備工事）事業  
（学校施設環境改善交付金）

1. 算定割合

1 / 2

※対象工事費 下限額 100万円  
上限額 1,000万円

2. 対象校

公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、幼稚園

3. 工事内容

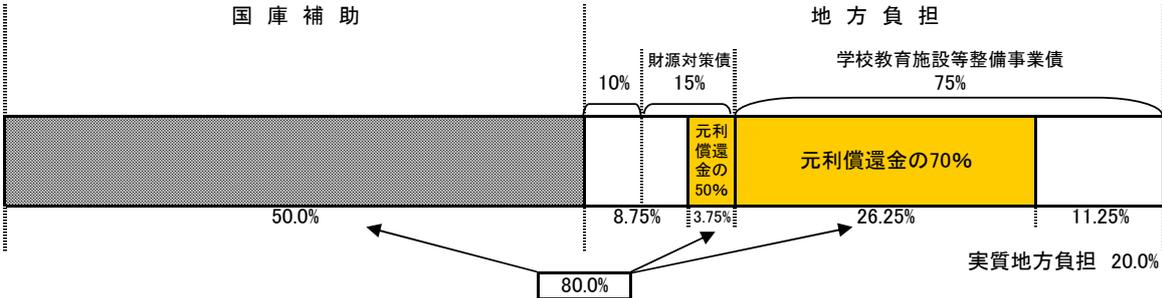
- ・校門等と管理諸室を繋ぐインターホン設備やオートロック（遠隔施開錠制御等）等の設置に伴う工事
- ・防犯監視システムや通報設備の設置に要する経費及びその関連工事など、大規模改造（防犯対策施設整備工事）事業と同様

4. 補助時限

令和7年度まで（令和5年度から）

# 大規模改造(特別防犯対策施設整備工事)事業に係る地方財政措置

【公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、幼稚園】



4 高私助第 3 2 号

令和 5 年 3 月 3 1 日

各都道府県私立学校主管課長 殿

文部科学省高等教育局私学部私学助成課長

八 田 和 嗣

令和 5 年度私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費  
（私立高等学校等施設高機能化整備費））の事業募集に係る留意事項について

日頃より、私立学校施設整備に御尽力いただきありがとうございます。

令和 5 年度私立学校施設整備事業については、令和 5 年 2 月 1 日付け 4 高私助第 24 号において事業募集  
をしているところでありますが、先般、埼玉県戸田市の中学校に不審者が侵入し、教員に危害を加える  
という事件の発生を受け、防災機能強化施設整備事業のうち、「安全管理対策（防犯対策）」について、これ  
までの取り組みに加え、下記のとおり、補助率の嵩上げ等を行うこととしたのでご連絡します。

各都道府県におかれましては、応募にあたり留意くださいますよう各学校法人に対して周知願います。

#### 記

拡大対象となる事業：防災機能強化施設整備事業（安全管理対策（防犯対策））

拡大対象となる学校：小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校

補助率：1 / 2 以内

下限額及び上限額：1 0 0 万円から 1, 0 0 0 万円

提出方法：様式 6 - 1 ~ 3 に記載すること（令和 5 年 2 月 1 日付け 4 高私助第 24 号による）

※上記以外の事業は、従前どおり（補助率は 1 / 3 以内、上限額は 2 億円、下限額は 4 0 0 万円）。

詳細は、別紙をご覧ください、

#### 【提出先及び問合せ先】

文部科学省高等教育局私学部私学助成課助成第二係 中塚、齋藤、對木

TEL : 03-5253-4111 (内線2746)

E-mail : josei2@mext.go.jp

○ 私立学校施設整備における各事業の補助対象事業経費の下限額及び上限額(小学校～高校等)

対象学校: 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校(前期課程、後期課程)、  
特別支援学校(幼稚部、小学部、中学部、高等部)

募集対象事業

補助対象事業		下限額	上限額	
施設高機能化整備事業	① 教育の情報化に関連した教室等の改造工事 ・教室の情報化に関連した校内LAN整備	1校あたり 250万円以上	1校あたり 3,000万円以下	
	・情報教室、その他通常の授業で使用する教室の情報化に伴う改造工事	1校あたり 1,000万円以上 (ICT事業300万円以上)	実施事業の補助対象経費の合計額が1校あたり2億円以下	
	② 特別教室及び多目的室、図書室の整備	1校あたり 1,000万円以上 (ICT事業300万円以上)		
	③ 校舎等のバリアフリー化整備	1校あたり 300万円以上		
④ カウンセリング機能の強化のための保健室や余裕教室等の整備	1校あたり 400万円以上 (改造費が300万円以上)			
防災機能強化施設整備事業	⑤ 耐震補強工事	1校あたり 400万円以上	なし	
	⑥ 非構造部材の耐震対策工事	なし	1校あたり 2億円以下	
	⑦ 防災機能強化事業	・備蓄倉庫等、避難経路、屋外防災施設の整備、⑤と一体で整備する自家発電設備	なし	1校あたり 2億円以下
		・自家発電設備の単体整備	1校あたり 200万円以上	1校あたり 500万円以下
	⑧ 安全管理対策(防犯)【補助率1/3】	1校あたり 400万円以上	1校あたり 2億円以下	
	追加 ⑧-2 安全管理対策(防犯)【補助率1/2】 対象学校: 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	1校あたり 100万円以上	1校あたり 1000万円以下	
	⑨ 安全管理対策(アスベスト)	なし	なし	
	⑩ 耐震改築工事	なし	なし	
	⑪ 津波移転改築工事	なし	なし	
	⑫ 特別支援学校の老朽改築工事	なし	なし	
エコキャンパス推進事業	⑬ 新エネルギー活用型	1校あたり 1,000万円以上	実施事業の補助対象経費の合計額が1校あたり2億円以下	
	⑭ 省エネルギー型・省資源型	1校あたり 1,000万円以上		
	⑮ 木材利用型	1校あたり 1,000万円以上		
	⑯ 緑化推進型	・建物緑化		1校あたり 500万円以上
・屋外緑化		1校あたり 500万円以上	1校あたり 1,000万円以下	
・グラウンド芝生化(暗渠排水、表面排水、芝張り等を一体で整備するものを対象)		1校あたり 2,000万円以上	1校あたり 9,000万円以下	
施設環境改善	⑰ トイレ改修工事	1校あたり 200万円以上	1校あたり 2億円以下	
	⑱ 空調設備等工事	1校あたり 200万円以上	1校あたり 2億円以下	

※⑤のうち、耐震診断費のみの事業については、下限額と上限額はなし。

#### 4. 防災機能強化施設整備事業(安全管理対策(防犯対策)) 【補助率 1/3】

##### 【1】補助対象工事等

- ・ 安全対策上問題があるとされる施設について、安全対策のために行う改造工事費及び実施設計費とし、改造工事に伴い当該施設と一体で安全対策設備の整備を行う場合にはその経費を対象とすることができる。なお、改造工事又は新たな施設の設置(守衛所等建物の新築及び増築を除く。)を行うことにより、安全対策上の機能が向上すると認められなくてはならない。
- ・ 補助対象事業経費の限度額(1学校あたり)は**400万円以上 2億円以下**とする。(限度額を超える金額は学校法人負担)なお、各学校の共用等による按分、補助対象外経費の除外等によって、1学校あたりの補助対象事業経費が400万円を下回った場合は補助対象外の扱いになるので注意すること。
- ・ 補助対象実施設計費は補助対象工事に係る設計費とする。

##### 【2】補助対象外となるもの

- ・ 完成年度を超えていない私立学校に係る経費。
- ・ 他の国庫補助を受ける事業に係る経費。
- ・ 増改築、増床工事に係る経費。
- ・ 改造工事を行わずに設備を整備する場合。

##### 【3】補助対象施設

安全対策上問題があるとされる施設で、教育施設等のほか、給食施設、倉庫及びボイラー・電気・機械設備等が設置されている施設(学校法人が法人部門として管理している建物を除く。)とする。

##### 【4】補助対象事業

###### (ア)安全対策のために行う施設工事

- ・ 管理諸室の配置換え及びそれに伴う改造工事
- ・ 普通教室、特別教室を含む安全対策上必要な部屋の配置換え及びそれに伴う改造工事
- ・ 門やフェンス等の設置・改修工事
- ・ その他安全対策のために必要と認められる工事

###### (イ)安全対策設備

防犯監視システムや通報設備の設置工事。

なお、改造工事を行わずに安全対策設備を設置する場合は対象外。

###### (ウ)補助対象となる施設工事の種類

安全対策のために行う施設工事は、おおむね次のような種類の工事とする。なお、建物の新築・増築とみなされる工事に要する経費や、通常の維持・管理とみなされる経費は補助対象外とする。

- ・ 建築・建具工事
- ・ 空調設備工事
- ・ 照明設備工事
- ・ 電気設備工事
- ・ 防音・断熱対策工
- ・ LAN工事
- ・ 給排水・ガス設備工事
- ・ 塗装工事
- ・ 仮設建物工事(リース料)

##### 【5】補助率

安全対策工事(実施設計費を含む)及び安全対策設備に要する経費の合計の**1/3**以内。

## 4-2. 防災機能強化施設整備事業(安全管理対策(防犯対策)) 【補助率 1/2】

### 【1】補助対象工事等

- ・ 安全対策上問題があるとされる施設について、安全対策のために行う改造工事費及び実施設計費とし、改造工事に伴い当該施設と一体で安全対策設備の整備を行う場合にはその経費を対象とすることができる。なお、改造工事又は新たな施設の設置(守衛所等建物の新築及び増築を除く。)を行うことにより、安全対策上の機能が向上すると認められなくてはならない。
- ・ 補助対象事業経費の限度額(1学校あたり)は100万円以上 1,000万円以下とする。(限度額を超える金額は学校法人負担)
- ・ 補助対象実施設計費は補助対象工事に係る設計費とする。

### 【2】補助対象外となるもの

- ・ 完成年度を超えていない私立学校に係る経費。
- ・ 他の国庫補助を受ける事業に係る経費。
- ・ 増改築、増床工事に係る経費。
- ・ 改造工事を行わずに設備を整備する場合。

### 【3】補助対象施設

安全対策上問題があるとされる施設で、教育施設等のほか、給食施設、倉庫及びボイラー・電気・機械設備等が設置されている施設(学校法人が法人部門として管理している建物を除く。)とする。

### 【4】補助対象事業

#### (ア)安全対策のために行う施設工事

- ・ 管理諸室の配置換え及びそれに伴う改造工事
- ・ 普通教室、特別教室を含む安全対策上必要な部屋の配置換え及びそれに伴う改造工事
- ・ 門やフェンス等の設置・改修工事
- ・ その他安全対策のために必要と認められる工事

#### (イ)安全対策設備

防犯監視システムや通報設備の設置工事。

なお、改造工事を行わずに安全対策設備を設置する場合は対象外。

#### (ウ)補助対象となる施設工事の種類

安全対策のために行う施設工事は、おおむね次のような種類の工事とする。なお、建物の新築・増築とみなされる工事に要する経費や、通常の維持・管理とみなされる経費は補助対象外とする。

- ・ 建築・建具工事
- ・ 空調設備工事
- ・ 照明設備工事
- ・ 電気設備工事
- ・ 防音・断熱対策工
- ・ LAN工事
- ・ 給排水・ガス設備工事
- ・ 塗装工事
- ・ 仮設建物工事(リース料)

### 【5】補助率

安全対策工事(実施設計費を含む)及び安全対策設備に要する経費の合計の1/2以内。